

令和 3 年 4 月 1 日



笠岡市長 殿

所 在 地	笠岡市飛島 5 9 2 2 - 1
協 議 会 名	飛島自治振興会
協 議 会 長 名	会長 堂野博之

令和 3 年度笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）交付申請書

笠岡市魅力あるまちづくり交付金の交付を受けたいので、笠岡市魅力あるまちづくり交付金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 1,000,000 円

【添付書類】

- (1) 笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）活動計画書（様式第2号）
- (2) 笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）収支予算書（様式第3号）
- (3) 事務所借上げに係る賃貸借契約書の写し又はこれに類する書類
- (4) まちづくり協議会の規約及び役員名簿
- (5) その他参考となる書類

令和 3 年度笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）活動計画書

協議会名 飛島自治振興会

実施期間	令和 3 年4月1日から令和 4 年3月31日まで		
会議の 開催予定	会議の種類	開催予定	
	総会	年1回（5月～8月）	
	役員会	4月・6月・8月・10月・12月・2月・3月	
活動費の 活動予定	活動名	目的, 活動実施により期待される効果	実施内容
	飛島地域計画推進事業	【目的】持続可能な地域とするための地域計画策定	地域計画策定に必要な、島内交通、買い物、健康福祉、空き家対策、防災、伝統文化維持等の試行に伴う交通費、消耗品、通信費等に充当する。
		【効果】高齢過疎地域による持続可能な自立した地域運営を可能とする。	
		【目的】	
		【効果】	
		【目的】	
		【効果】	
		【目的】	
		【効果】	
		【目的】	
	【効果】		

※ 会議の開催予定及び活動費の開催予定の区分欄は、適宜変更して使用すること。

【収入の部】

(単位：円)

費 目	金 額	摘 要
市交付金	1,000,000	
その他収入	0	
計	1,000,000	

【支出の部】

(単位：円)

費 目	金 額	摘 要
人件費	800,000	前年度実績（会長20万円・副会長17.5万円×2・顧問15万円・会計10万円）
賃借料		
光熱水費		
運営費	100,000	
消耗品費	8,000	別添「【運営費】積算資料」のとおり
食糧費	20,000	〃
印刷製本費	0	〃
修繕料	0	〃
通信運搬費	60,000	〃
手数料	0	〃
使用料及び賃借料	12,000	〃
	0	〃
	0	〃
活動費	100,000	
飛島地域計画推進事業	100,000	別添「【活動費】積算資料①」のとおり
	0	別添「【活動費】積算資料②」のとおり
	0	別添「【活動費】積算資料③」のとおり
	0	別添「【活動費】積算資料④」のとおり
	0	別添「【活動費】積算資料⑤」のとおり
	0	別添「【活動費】積算資料⑥」のとおり
	0	別添「【活動費】積算資料⑦」のとおり
計	1,000,000	

※ 収入及び支出の区分欄は、適宜変更して使用すること。

運営費積算

計	100,000	円
---	---------	---

消耗品費

内 容	金 額	積 算
事務用品等	8,000	コピー用紙3000円・プリンターインク5000円
計	8,000	

食糧費

内 容	金 額	積 算
打合せ飲物等	20,000	役員会・執行部会議（計10回）での飲物・茶菓子（10回×100円×20人程度）
計	20,000	

印刷製本費

[illegible]

修繕料

内 容	金 額	積 算
計	0	

通信運搬費

内 容	金 額	積 算
電話代等	60,000	まちづくり協議会事務所電話代 5,000円/月×12月 ✓
計	60,000	✓

手数料

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
事務所・椿作業所使用料	12,000	月1,000円（電気代・維持管理費）
計	12,000	✓

0

内 容	金 額	積 算
計	0	

0

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

飛島地域計画推進事業

100,000

月

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
定期船運賃	40,000	打合せ等（笠岡⇄飛島 20往復）
定期船運賃	20,000	報告会（笠岡⇄飛島 往復20人）
計	60,000	

内 容	金 額	積 算
消耗品	10,000	コピー用紙2,000・プリンターインク5,000・模造紙1,000・マジック2,000
食糧費	10,000	会議茶菓子・飲料代（10回×100円×10人）
印刷製本費	10,000	地域計画冊子（8Pフルカラー×200部）
連絡運搬費	10,000	三洋汽船400円×25回
計	40,000	

役務費

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
計	0	

備品購入費

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

(平成3年4月1日)

飛島自治振興会会則

- 第1条 この会を飛島自治振興会と称し、事務局を飛島公民館におく。
- 第2条 この会の目的は、島内の全居住住民が安らかにして、豊かな生活を楽しむための全ての事項について、積極的に活動し、進歩向上を期するものとする。
- 第3条 会員とは、島内に居住する成年者をいう。(各世帯に代表者1名をおく。)
- 第4条 この会に下の役員をおく。
会長 1名 副会長 1名又は2名 議長 1名
地区代表役員(10戸を単位として1名)各種団体の役員は正副長とする。
監事 1名 書記会計(兼務) 1名
- 第5条 役員の任期は2年とし、留任を妨げない。
1. 会長・副会長・議長並びに監事は、総会において選出する。
2. 代表役員は、各地区ごとに選出する。
3. 書記会計は、会長において各種役員の同意を得て任命する。
- 第6条 役員の任務
1. 会長は会を代表して会務を司る。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故があるときはその職務を代行する。
3. 議長は、議事が円滑に進行するよう取り計らい、議事进行处理する。
4. 役員は、会の企画・運営その他この会の重要事項を審議する。
5. 監事は、会計の監査をする。
6. 会計は、会の会計事務进行处理する。
7. 書記は、会長の命によりその事務に当たる。
- 第7条 この会に顧問をおく事ができる。顧問は、会長が委嘱し会の顧問に当たる。
- 第8条 この会の会議は、総会(定例・臨時)、役員会とする。
1. 臨時総会は、役員会において必要と認めたときこれを開く。
2. 役員会は、会長が必要と認めたとき、及び、3名以上の役員の申し出があるときこれを開く。
3. 会の決議は、出席者の3分の2以上を以てする。
- 第9条 この会は、毎年1回総会を開き会務を報告する。
- 第10条 総会は、代表会員の2分の1以上の出席のあるとき、議決は出席者の3分の2以上を以てとする。ただし、定数に満たないときは、役員会によって開会を宣うことができる。
- 第11条 会の経費は、会費及び寄付金とし、会費は毎月徴収する。
- 第12条 この会則は、総会または役員会の決議によって改正することができる。
- 付 則 この会則は昭和53年4月1日より実施する。